

令和6年12月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和6年11月19日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判長が押印していない点で判決書が「完成していない」としてということで名古屋高裁令和6年5月23日判決によって破棄された名古屋地裁の判決書の日付並びに担当の裁判官及び書記官の氏名が分かる文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年10月24日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示対象文書は非違行為の発生に係る報告文書であるところ、このうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、発生した日、関係職員の所属部署や氏名、事件番号、事件の経過に関する事実等が記載されている。これらの情報は、一体として関係職員についての個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。また、上記の個人識別情報に相当する情報は、その内容に照らし、裁

判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に基づく部分開示も相当ではない。

- (2) さらに、本件不開示部分のうち、上記個人識別情報に相当する部分の一部及び個人識別情報に相当する部分を除く部分には、事務処理過誤の原因となった職員の認識等関係職員に対する人事上の措置を検討する際の基礎となり得る情報が記載されており、これらの情報を公にすると、今後、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、同条第6号ニに定める不開示情報に相当する。
- (3) 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が本当に法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件不開示部分が不開示情報に相当することは、上記のとおりである。
- (4) よって、原判断は相当である。